

コウモリの会会則（1995年10月1日施行、2000年7月9日、2007年7月22日改正）

第1章 総則

第1条 「名称」 本会はコウモリの会と称する。

第2条 「目的」 本会はコウモリに関する知識の進歩と普及を図るとともに、コウモリの研究や保護の問題にも取り組む。併せて会員相互の交流を促すことを目的とする。

第3条 「事業」 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 各種見学会、観察会、談話会、研究発表会、講演会、催し等。
- 2 会誌「コウモリ通信（Bat study and conservation report）」等の発行。
- 3 関係諸団体、諸学会、諸機関との連絡。
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

第4条 本会に入会を希望し、別に定める会費を納めた個人、法人、機関および任意団体。

第5条 「入会」 本会に入会を希望するものは、会費をそえて本会事務局に申込む。

第6条 「権利」 会員は次の権利を有する。

- 1 本回主催の各種行事、総会に出席すること。
- 2 会誌、その他の印刷物の配付を受けること。
- 3 会誌および会の発行する印刷物に投稿すること。
- 4 本会役員の見学権と被選挙権。ただし、団体、法人、機関会員は除外される。

第7条 「義務」 本会の目的に賛同し、会費を前納する義務を有する。

第8条 「退会」 退会しようとするものは本会事務局にその由を届け出なければならない。なお、会費未納のものは、自然退会となることもある。

第3章 役員

第9条 「種別」 本会に次の役員をおく。

顧問1名、会長1名、副会長1名、事務局長1名、編集委員長1名、他の評議員5名以上、会計監査1名以上。

第10条 「選出」 各種役員は総会において会員の互選により選出する。

第11条 「任期」 役員は任期は10月1日から翌年の9月30日までの1年とする。

第12条 「会長」 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第4章 機関

第13条 「副会長」 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその代理を務める。

第14条 「総会」 総会は最高決定機関であり、会務その他総会および評議員会が必要と認めた事項を議決する。

第15条 「会計監査」 会計監査は、会の会計を監査し、総会または評議員会の

際にその監査結果について報告をする。

第16条 「評議員会」

(1) 評議員会は会長、副会長、事務局長、編集委員長、評議員で構成し、会長が議長となる。評議員会は必要に応じて会長が召集し、会の運営方針等を審議執行する。

(2) 評議員会は、「会計決算及び事業報告の承認と会計予算及び事業計画の承認、会則の改正」以外の決定権及び審議執行権を持つ。

なお、評議員会での決定及び審議執行事項については、次年度の総会において報告を行わなければならない。

(3) 評議員会の開催については、役員間のメーリングリスト (BATMAN) で実施する事ができる。

(4) 評議委員会及び役員間のメーリングリスト (BATMAN) には、役員の過半数の同意を得た一般会員をオブザーバーとして加える事が出来る。オブザーバーは、発言権を有するが、投票権は持たない。

(5) 評議員会は、会の運営方針等を審議執行する前に、会員間のメーリングリスト (BSCJ) において一般会員の意見を聞くことが出来る。

第17条 「事務局」 事務局は会長を助けて会務を運営する。

第18条 「編集委員」 会則第3条第2号の事業を実施するため、編集委員をおく。

第5章 会計

第19条 「経費」 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。会費は前納制とし、会計年度は10月1日から翌年9月30日までとする。

第6章 会則の変更

第20条 「手続き」 会則の変更は評議員によって提案され、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得て決定する。

付則

第1条 本会則は、2001年8月26日より施行する。

第2条 会員の会費は年額 1,000円とする。